



埼玉県報

第193号
令和3年(2021年)
3月23日
火曜日

目次

訓令

- 埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令（監査第一課）

告示

- 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示（入札審査課）
- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（入札審査課）
- 埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示（入札審査課）
- 川口都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 県営土地改良事業稲荷木落地区（湛水防除事業）計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 県営土地改良事業島中領地区（特定農業用管水路等特別対策事業）計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 春日部都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知（道路街路課）
- 草加都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知（道路街路課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 一般国道407号の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 一般国道407号の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道越谷野田線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道葛飾吉川松伏線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道葛飾吉川松伏線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

令和3年(2021年)3月23日

- 埼玉県政務活動費の交付等に関する規程の一部を改正する告示（政策調査課）
- 右岸流域処理場汚泥貯留ほか機械設備改築1工事に関する落札者等の公示（入札課）

訓令

埼玉県監査委員訓令第一号

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月二十三日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令

埼玉県監査事務局組織規程（昭和四十二年五月一日監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二号を「現金出納検査に関すること。」に改め、第三号を「決算審査の取りまとめに関すること。」に改め、第四号を「基金運用状況審査の取りまとめに関すること。」に改め、第五号を「健全化判断比率等の審査の取りまとめに関すること。」に改める。

第四条第二項中第五号の次に次の号を加える。

第六号「内部統制評価報告書の審査の取りまとめに関すること。」

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百四号

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は土木施設維持管理の委託」を削る。

第四条第一項ただし書中「毎年度」を「隔年度に」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 建設工事の請負に係る資格審査を受け、資格者名簿に五業種登録されている者が、当該名簿に登録された業種の一部を抹消し、当該業種と異なる業種を登録（以下この項において「業種入替」という。）した後も五業種登録されている場合は、当該名簿の有効期間内に業種入替することにより、一度抹消した業種を再度登録することができる。この場合において、登録する業種については、抹消する前と同一のものとし、資格審査は行わない。

第五条第四項中「建設工事の請負以外」を「設計・調査・測量」に改める。

第五条に次の一項を加える。

5 前条第一項本文、第二項、第三項、第五項及び第七項の規定は、土木施設維持管理に係る資格審査に準用する。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第三百五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、令和三年度において埼玉県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
 - イ 次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - ア 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - イ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ロ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - エ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間がある者
 - オ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日付け入審第九十七号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がある者
- 三 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
 - （1）建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者
 - （2）入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適合であると認める者
- 三 認定を受けるための要件
 - イ 認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
 - イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
 - ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
 - ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

告 示

埼玉県告示第三百六号

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成七年埼玉県告示第千七百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公立大学法人埼玉県立大学」を「別表に掲げる地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)」に、「千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」を「二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第一条関係)

- 一 公立大学法人埼玉県立大学
- 二 地方独立行政法人埼玉県立病院機構

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百七号

川口市から川口市都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第三百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤマダデンキNew本庄店

埼玉県本庄市鶴森二百六十五―一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 三嶋 恒夫

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 三嶋 恒夫

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年十一月六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千八百三十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四二一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一二五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午前九時

ト 届出年月日

令和三年三月五日

二 縦覧期間

令和三年三月二十三日から令和三年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月二十三日から令和三年七月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベルク幸手南店

埼玉県幸手市南二丁目三千九十七番一外十二筆

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

石井酒造株式会社 代表取締役 石井 誠

埼玉県幸手市南二丁目六番十一号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

令和三年三月十五日

告 示

埼玉県告示第三百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

うれし野モール

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十六番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） LCホールディングス株式会社 代表取締役 金子修

東京都港区赤坂一丁目十二番三十二号

（変更後） グローム・ホールディングス株式会社 代表取締役 宮下仁

東京都港区赤坂一丁目十二番三十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社チヨダ 代表取締役 澤木祥二

東京都杉並区荻窪四丁目三十番十六号5F 外 計三者

（変更後） 株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男

東京都杉並区荻窪四丁目三十番十六号5F 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年十一月三十日外

ニ 届出年月日

令和三年三月九日

二 縦覧期間

令和三年三月二十三日から令和三年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月二十三日から令和三年七月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）川越霞ヶ関商業施設計画

埼玉県川越市大字的場字鷹休台二千二百三十番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

鈴木産業株式会社 代表取締役 鈴木邦夫

埼玉県川越市大字上戸百四十五番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年十一月十三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千八百四十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一一二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三九立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午前七時四十五分

ト 届出年月日

令和三年三月十二日

二 縦覧期間

令和三年三月二十三日から令和三年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月二十三日から令和三年七月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク飯能阿須店

埼玉県飯能市大字阿須字深井八百十五番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年十一月十三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二百二十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年三月十二日

二 縦覧期間

令和三年三月二十三日から令和三年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月二十三日から令和三年七月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業稲荷木落地区（湛水防除事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和三年三月二十四日から令和三年四月二十一日まで

二 縦覧場所

加須市役所

久喜市役所

告 示

埼玉県告示第三百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業島中領地区（特定農業用管水路等特別対策事業）計画を変更したの
で、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び
当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和三年三月二十四日から令和三年四月二十一日まで

二 縦覧場所

久喜市役所

幸手市役所

告示

埼玉県告示第三百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成十九年関東地方整備局告示第三百十二号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和三年関東地方整備局告示第百五十七号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

三 都市計画事業の種類及び名称

平成十九年関東地方整備局告示第三百十二号春日部都市計画道路事業三・四・十二号大場大枝線

四 事業施行期間

平成十九年十月五日から令和十三年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成十七年関東地方整備局告示第四十号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和三年関東地方整備局告示第百五十八号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

三 都市計画事業の種類及び名称

平成十七年関東地方整備局告示第四十号草加都市計画道路事業三・三・三号草

加三郷線

四 事業施行期間

平成十七年二月十五日から令和十一年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

平成十七年関東地方整備局告示第四十号、平成二十三年関東地方整備局告示第九十一号及び平成二十八年関東地方整備局告示第四百四号の事業地のうち大字西袋字川西地内において事業地を変更する。

ロ 使用の部分

平成十七年関東地方整備局告示第四十号、平成二十三年関東地方整備局告示第九十一号及び平成二十八年関東地方整備局告示第四百四号の事業地のうち大字西袋字川西地内において事業地を変更する。

告 示

埼玉県告示第三百十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―十九―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市北大桑字新井百五十二番一 外四十九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千六十二・七二立方メートル

告示

埼玉県告示第三百十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―七―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北本市中丸八丁目地内

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百八十三・四六立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一五―十八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県桶川市加納字原千三百五番地 他百四十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万四千二百二十二立方メートル

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字森戸新田字松林一三五 番一地从り同市大字森戸新田字 内久保九六番一地从りまで</p>		区 間
<p>二五・〇〇〃 四二・二二〇</p>	<p>十五・〇〇〃 四二・二二〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二八二・二八</p>		延長 (メートル)
<p>令和三年二月二日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第五号の変更</p>		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

路 線 名	一般国道四百七号
供用開始の区間	日高市大字森戸新田字松林一三五番一 地先から同市大字森戸新田字内久保九 六番一 一 地先まで
供用開始の期日	令和三年三月二十五日
備 考	令和三年三月二十三日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第六号の供 用開始である。 延長二八二・二八メー トル

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路線名</p>	<p>越谷野田線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町三一七二番一地从先から同郡同町大字松伏字内前野二四八一番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年三月二十五日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十年十二月五日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十五号で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。 延長七一・一〇メートル</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葛飾吉川松伏線
- 三 道路の区域

<p>新旧</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>北葛飾郡松伏町大字松伏字田 中四〇五九番四地先から 同郡同町大字松伏字田中四〇 八五番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一四・五一 二〇・四一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一五〇・四〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>昭和五十七年十二月二十八日付け埼玉県告示第九百八十号で告示した道路予定区域の変更である。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路線名</p>	<p>葛飾吉川松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北葛飾郡松伏町大字松伏字田中 四〇五九番四地先から 同郡同町大字松伏字田中四〇八 三番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年三月二十五日</p>
<p>備考</p>	<p>令和三年三月二十三日付け 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第六号で告示した道 路予定区域の一部の供用開 始である。 延長一二五・三八メート ル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和三年二月二十五日

指令川建セ第〇一〇一一二号

二 検査済証番号

令和三年三月十九日

川建セ第〇二〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字牛無具利二千三十番外十九筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三重県鈴鹿市国府町字石丸七千七百五十五番地

株式会社日本陸送 代表取締役 重盛 真治

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和三年二月二十五日

指令越建セ第〇二〇一〇一〇一号

二 検査済証番号

令和三年三月十八日

越建セ第四二四一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字金原百四十六番十六、百四十八番二、三百八十二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市冑山百五十七番地二 フォレストメゾン花水木二〇一

関永 一起

告 示

埼玉県議会告示第二号

埼玉県政務活動費の交付等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十三日

埼玉県議会議長 田 村 琢 実

埼玉県政務活動費の交付等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県政務活動費の交付等に関する規程（平成十三年埼玉県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第七号までの規定中「五」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年三月二十三日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 落札に係る建設工事の名称
右岸流域処理場汚泥貯留ほか機械設備改築1工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川右岸下水道事務所設備担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目4番2号
- 5 落札金額
3,333,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年11月24日